

## 令和3年度福島地方最低賃金審議会

### 第3回福島県自動車小売業最低賃金専門部会議事要旨

1 日時 令和3年10月25日(月)10:00~11:50

2 場所 福島合同庁舎 3階共用会議室

3 出席者 公益委員 3名  
労働者側委員 3名  
使用者側委員 2名

#### 4 議題

(1) 金額審議について

#### 5 議事要旨

議題(1)について

- ・ 労働者側委員からは「産業の優位性、地域別最低賃金(以下「地賃」という。)に対する優位性を最大限に主張したい。整備士不足の中で、前回使用者側委員から企業の努力で何とかならないかとの話もあったが、一番下の最低賃金を上げないことには給料を上げる余地もないと思っている。最低限地賃との差を維持する意味合いで、前回同様28円を提示したい。」との主張があった。
- ・ 使用者側委員からは「小売業のみなら納車が追い付かないくらい受注も多く賃上げは可能。中古車業界も中古車の値段が上がっている。ただ、整備関係では車が多様化してコンピューター関係の経費がかさみ、小売業だけでなく整備業も入ると人件費は抑える必要があると考える。以上のことから21円を提示したい。」との主張があった。
- ・ 労働者側委員からは「地賃との優位性を保ちたいところはあったが、引き上げの金額に対して福島県がワーストであったこともあり、他の東北地区と差を開きたくないところもあり、宮城県と同等の27円を提示したい。」との主張があった。
- ・ 使用者側委員からは「青森県が100万台の保有台数、福島県が165万台と福島県が多くなっているところ、青森県の引き上げ額26円までは納得したい。また、小売業がメインの業種が対象とのことだったので、小売りであれば受注も多く業績もいいので+26円で本日の全会一致をお願いしたい。」との主張があった。

- ・ 労働者側委員からは「+26円の引き上げで全会一致に合意する。」との意見が示され、全会一致で結審した。
- ・ 全会一致での決議のため、「専門部会の決議をもって審議会の決議とする」ことが適用され、審議会長名で局長あて答申が行われた。
- ・ 事務局が今後の手続きについて説明し、発効日については法定発効とし、官報公示等の手続きを行うことが了承された。